

**平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る取扱い等(医療保険、一部は薬剤・介護)
に関する通知の取りまとめ 千葉県医師会**

平成 23 年 3 月 16 日

会員各位

千葉県医師会

平成 23 年東北地方太平洋沖地震に関連する文書が発出されておりますので以下のとおりご案内致します。(通知文書 10 通。太字が標題)

地震の被災者が受診した際は、保険証が無くても保険診療可。要件に該当する場合の窓口負担分は徴収せず、請求時に 10 割を請求する。(詳細は以下参照)

平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について及び被災者の公費負担医療の取扱いについて

被災に伴い、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、医療機関を受診した際に提示できない場合等も考えられることから、下表のとおり保険診療を受けることが可能な取扱いとする旨、厚生労働省保険局医療課より通知された。

また、公費負担医療の対象者であって、医療券等の関係書類を消失あるいは家屋に残したまま避難している等の場合には、下表を確認することにより受診することが可能であり、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとすることが、厚生労働省関係当局より通知されましたので、併せてご連絡申し上げます。

H23 東北地方太平洋沖地震の被災者が被保険者証等の提示できない場合 保険診療を受けることが可能な申し立て内容の一覧	
被用者保険の被保険者	氏名、生年月日、事業所名
国民健康保険の被保険者	氏名、生年月日、住所
後期高齢者医療制度の被保険者	氏名、生年月日、住所
公費負担医療の対象者	①各制度の対象者であることの申し出 ②氏名 ③生年月日 ④住所 等

東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の取扱いについて

(別紙)

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

被爆者健康手帳(認定疾病の場合においては認定書及び被爆者健康手帳)の提出ができない場合においても、医療機関において、被爆者健康手帳の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認すること

により、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関及び一般疾病医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

なお、毒ガス障害者救済対策事業の医療手帳が提出できない場合についても同様とする。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の結核患者に対する医療に係る患者票の提出ができない場合においても、医療機関において、患者票の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、結核指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(3) 特定疾患治療研究事業

特定疾患治療研究事業の受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、同事業の委託契約を結んだ医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

なお、この事業における自己負担の限度額の取扱いに当たっては、災害等により前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況を勘案するとされていることから、その趣旨にかんがみ、実情に即した弾力的な対応をして差し支えないものとする。

(4) 肝炎治療特別促進事業

肝炎治療特別促進事業の受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、同事業の指定医療機関等以外の医療機関でも受診できるものとする。

(5) 児童福祉法

①療育券の提出ができない場合においても、医療機関において療育券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

② 小児慢性特定疾患治療研究事業の受診券の提出ができない場合においても、医療機関において、受診券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る取扱い等(医療保険、一部は薬剤・介護) に関する通知の取りまとめ 千葉県医師会

また、緊急の場合は、同事業の委託契約を結んだ医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(6) 母子保健法

養育医療券の提出ができない場合においても、医療機関において、養育医療券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(7) 生活保護法

医療券の提出ができない場合においても、医療機関において、被保護者であることを申し出、氏名、生年月日、住所及び福祉事務所名を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(8) 戦傷病者特別援護法

療養券の提出ができない場合においても、医療機関において、療養券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(9) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律本人確認証の提出ができない場合においても、医療機関において、被支援者であることを申し出、氏名、生年月日、住所及び支援給付の実施機関名を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(10) 障害者自立支援法

自立支援医療受給者証を提示できない場合においても、医療機関において自立支援医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、受診する指定自立支援医療機関と自立支援医療受給者証に記載する指定自立支援医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に支給認定の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

**東北地方太平洋沖地震により被災した被保険者等に係る
一部負担金等及び保険料の取扱いについて**

東北地方太平洋沖地震による被災世帯の健康保険被保険者（被扶養者を含む）、国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療の被保険者に係る一部負担金の徴収猶予及び減免、保険料（税）の納期限の延長及び猶予等の取扱いについて、厚生労働省等より通知された。

一部負担金の徴収猶予及び減免等については事前に手続きが必要です。被災者から窓口において申出があった場合には保険者において手続きするようご指導ください。

なお、緊急時等被災患者が対応できない場合につきましては医療機関から保険者にご照会いただき、取扱いについてご確認いただきたくよろしくお願ひいたします。

事務連絡 平成23年3月11日

健康保険組合御中

厚生労働省保険局保険課

1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について

健康保険においては、災害その他の特別の事情がある被保険者に対し、健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2及び第110条の2の期定に基づき、保険者の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、今般の地震に係る被災被保険者等の一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

2 保険料の納期限の延長及び納付猶予について

今般の地震により被災した事業所、任意継続被保険者、特例退職被保険者に対する保険料の納期限の延長及び納付猶予についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

3 被保険者証の取扱いについて

今般の地震により被災し、被保険者証等を紛失した場合等の取扱いについても、申請に応じ速やかに再交付を行うなど、適切に対応されたいこと。

また、被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いを講じることとしていること。

4 保険給付費等の支払いについて

被災した被保険者から給付費等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。

5 その他

上記の1又は2の措置を講ずる場合については、被災被保険者等又は被災した事業所等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。

平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る取扱い等(医療保険、一部は薬剤・介護)
に関する通知の取りまとめ 千葉県医師会

また、上記3について、被災被保険者等への周知徹底に努めていただきたいこと。

事務連絡 平成23年3月11日

全国健康保険協会御中

厚生労働省保険局保険課
災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について

1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について

健康保険においては、災害その他の特別の事情がある被保険者に対し、健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2及び第110条の2の規定に基づき、保険者の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、今般の地震に係る被災被保険者等の一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

2 保険料の納期限の延長及び納付猶予について

今般の地震により被災した任意継続被保険者に対する保険料の納期限の延長及び納付猶予についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

3 被保険者証の取扱いについて

今般の地震により被災し、被保険者証等を紛失した場合等の取扱いについても、申請に応じ速やかに再交付を行うなど、適切に対応されたいこと。

また、被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いを講じることとしていること。

4 保険給付費等の支払いについて

被災した被保険者から給付費等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。

5 その他

上記の1又は2の措置を講ずる場合については、被災被保険者等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。

また、上記3について、被災被保険者等への周知徹底に努めていただきたいこと。

6 船員保険における取扱いについて

船員保険制度においても、上記1から5までと同様の対応を講じられたいこと。

事務連絡 平成23年3月11日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

1 国民健康保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条、第77条及び第81条の規定に基づき、保険者の判断により、国民健康保険料の徴収猶予、納期限の延長及び減免並びに一部負担金の徴収猶予及び減免を行うことができることとなっており、被災被保険者の国民健康保険料及び一部負担金についても被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

2 被災被保険者に係る国民健康保険料及び一部負担金の減免額については、その実情に対して、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第6条第1号又は第3号に基づき、特別調整交付金が交付されること。

（交付要件の詳細については「災害による国民健康保険料（税）の減免に伴う特別調整交付金の算定基準について」（昭和42年6月30日付保発第24号）を参照。）

3 国民健康保険料を特別徴収の方法により納付している被保険者から1に係る申請があった場合においては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の26第5号の規定に基づき、普通徴収の方法による納付への変更が可能であること。

なお、この場合の納付方法については、口座振替の方法に限らないこと。

4 国民健康保険料及び一部負担金の減免については、被災地の被保険者に対して周知徹底に努めること。

事務連絡 平成23年3月11日

都道府県後期高齢者医療主管課（部） 御中

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

1 後期高齢者医療制度においては、特別な理由がある被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第69条、第111条及び第115条の規定並びに「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の取扱いについて」（平成22年11月9日保高発1109 第1号）に基づき、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は一部負担金の減免及び徴収猶予並びに保険料の減免及び徴収猶予を行うことができることとされており、また、市町村は保険料の徴収に係る納期限の延長等を行うことができることとされていることから、被災した被保険者に係る一部負担金及び保険料について、広域連合の条例等で定める基準に照らし、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

2 市町村は、保険料を特別徴収の方法により納付している被保険者から上記1に係る申請があった場合におい

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る取扱い等(医療保険、一部は薬剤・介護)
に関する通知の取りまとめ 千葉県医師会

ては、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 106 条第 6 号の規定に基づき、普通徴収の方法による納付への変更が可能であること。

なお、この場合の納付方法については、口座振替の方法に限らないものであること。

3 被保険者等に対し、上記 1 及び 2 についての周知徹底に努めること。

4 上記 1 による一部負担金及び保険料の減免額については、その実情に応じて、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 141 号）第 6 条第 1 号又は第 2 号の規定に基づき、特別調整交付金が交付されること。

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

今般発生した東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関し、①一部負担金、②入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額及び③訪問看護療養費に係る自己負担額の支払いが困難な方に対する取扱いが、厚生労働省保険局医療課より示された。

今回の取扱いは、対象者の要件に該当する患者さんの一部負担金等については、当面、5 月末日まで支払いを猶予することとし、その場合は、必要な手続を踏まえた上で、患者負担分を含めた 10 割を審査支払機関等へ請求する内容となっておりますが、詳細については、下記のとおり。

また、現在、各保険者には、一部負担金の徴収猶予や減免等について適切な措置を講じることが求められている。

今回の取扱いは、各保険者の措置に関わらず適用されることとなり、請求の具体的な手続きについては、追って連絡される予定。

事務連絡 平成 23 年 3 月 15 日

地方厚生（支）局医療課

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

1 対象者の要件

(1) 及び (2) のいずれにも該当する者であること。

(1) 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用市町村の

うち、

① 岩手県全 34 市町村、宮城県全 35 市町村、福島県福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白河郡棚倉町、東白河郡矢祭町、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡楮葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯館村、青森県八戸市、上北郡おいらせ町、茨城県水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、栃木県宇都宮市、千葉県旭市、香取市、山武市又は山武郡九十九里町(平成 23 年 3 月 14 日 17 時 30 分現在、追加して適用があれば当該適用市町村を含むものとする。)

② 長野県下水内郡栄村、新潟県十日町市、上越市又は中魚沼郡津南町(平成 23 年 3 月 12 日 17 時 00 分現在、追加して適用があれば当該適用市町村を含むものとする。)に住所を有する健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)及び船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)の被保険者及び被扶養者、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)の被保険者並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の被保険者であること。

(2) 東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨

② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

2 取扱いの期間

当面、5 月までの診療分、調剤分及び訪問看護分について、5 月末日まで支払を猶予する取扱いとする。

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る取扱い等(医療保険、一部は薬剤・介護) に関する通知の取りまとめ 千葉県医師会

3 医療機関における確認等

1(1) 1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、

- ① 健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)を診療録に記録しておくこと。

(2) 本事務連絡に基づき猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

また、保険医療機関等が猶予した一部負担金等については、各保険者において減免・猶予等いただくよう保険局より依頼する予定である。

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて

平成 23 年 3 月 11 日の平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び同日 12 日の長野県北部の地震による被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて、厚生労働省保険局医療課及び老健局老人保健課より示された。

1. 保険医療機関等の建物が全半壊した場合の取扱い

保険医療機関や保険薬局の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物（仮設医療機関等）において診療又は調剤等を行う場合、当該仮設医療機関等が場所的近接性及び診療体制等から保険医療機関等としての継続性が認められる場合については、当該診療等を保険診療又は保険調剤として取り扱って差し支えない。

2. 保険調剤の取扱い

(1) 被災地の保険薬局において、次に掲げる処方せん（通常の処方せん様式によらない、医師の指示を記した文書等を含む）を受け付けた場合においては、それぞれに掲げる事項を確認したうえで、保険調剤

として取り扱って差し支えないこと。

① 保険者番号、被保険者証・被保険者手帳の記号・番号の記載がない場合

被災により、被保険者証、健康手帳等を保険医療機関に提示できなかった場合であること。この場合、保険薬局において、加入の保険及び被用者保険の被保険者等にあつては事業所名、国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所を確認するとともに、調剤録に記載しておくこと。

② 保険医療機関の記載がない場合

処方せんの交付を受けた場所を患者に確認すること。なお、処方せんの交付を受けた場所が、救護所、避難所救護センターその他保険医療機関以外の場所であることが明らかな場合は、保険調剤として取り扱わず、下記(3)により取り扱われること。

(2) 患者が処方せんを持参せずに調剤を求めてきた場合については、事後的に処方せんが発行されることを条件として、以下の要件のいずれにも該当する場合には、保険調剤として取り扱って差し支えない。

ア 交通の遮断、近隣の医療機関の診療状況等客観的にやむを得ない理由により、医師の診療を受けることができないものと認められること。

イ 主治医（主治医と連絡が取れない場合には他の医師）との電話やメモ等により医師からの処方内容が確認できること。

また、医療機関との連絡が取れないときには、服薬中の薬剤を滅失等した被災者であつて、処方内容が安定した慢性疾患に係るものであることが、薬歴、お薬手帳、包装等により明らかな場合には認められるが、事後的に医師に処方内容を確認すること。

(3) 災害救助法に基づく医療の一環として、救護所、避難所救護センター等で処方せんの交付を受けたと認められる場合には、当該調剤に係る報酬は救護所の設置主体である区市町に請求するものであること。

ただし、災害救助法が適用されている期間内において処方せんが交付され、調剤されたものであること。

(4) なお、医薬食品局より発出されております3月12日付け「平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品の取扱いについて」（添付資料2）にかかわらず、保険調剤の取扱いは、当該通知（添付資料1）にかかる取扱いによること。

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る取扱い等(医療保険、一部は薬剤・介護)
に関する通知の取りまとめ 千葉県医師会

3. 定数超過入院について

「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法について」の第 1 に基づき、被災地における保険医療機関の状況等を踏まえ、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した保険医療機関及び被災地以外の地域の保険医療機関であって、被災者を受け入れたことにより定数超過入院となった保険医療機関にあつては、当面の間、同通知第 1 の 2 の減額措置は適用しない。

4. 施設基準の取扱い

(1) 今回の東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴い、被災者を受け入れたことで入院患者が一時的に急増等し入院基本料の施設基準が満たせなくなる保険医療機関及び被災地に派遣したことにより職員が一時的に不足し、入院基本料の施設基準が満たせなくなる保険医療機関については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の規定にかかわらず、当該震災の被災者の入院診療を行った保険医療機関においては、当面の間、『月平均夜勤時間数』、『1 日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者（看護要員）の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率』については、当面の間、1 割以上の一時的な変動があった場合においても、変更の届出を行わなくてもよいものとする。

(2) 上記と同様の場合、DPC 対象病院について、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」に規定する『DPC 対象病院への参加基準を満たさなくなった場合』としての届出を行わなくてもよいものとする。

(3) (1)及び(2)の取扱いを受けた保険医療機関においては、被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したこと又は被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足したことを記録し、保管しておくこと。

(4) 被災地域以外の保険医療機関についても、(1)から

(3)までを適用するものとする。

5. 診療報酬の請求等の取扱いについて

カルテ及びレセプトコンピュータの全部又は一部が汚損又は滅失し、診療報酬を請求できない場合の概算請求及び保険者等が特定できない場合の診療報酬請求

書の記載方法等については、厚生労働省より追って連絡される。

6. 訪問看護の取扱い

(1) 訪問看護基本療養費（基本療養費）については、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」において、訪問看護指示書に記載された有効期間内（6 か月を限度とする。）に行った指定訪問看護について算定する取扱いとされているところであるが、次の①から③のいずれにも該当する場合には、基本療養費の算定ができるものとする。

① 平成23年3月11日以前に主治医の訪問看護指示書の交付を受けている利用者であること。

② 医療機関等が東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に係る災害救助法の適用市町村に所在する場合（東京都内に存する場合を除く。）であつて、被災のため主治医と連絡が取れず、平成23年3月12日以降訪問看護指示書の交付を受けることが困難なこと。

③ 訪問看護ステーションの看護師等が利用者の状態からみて、指定訪問看護が必要と判断し指定訪問看護を実施したこと。

なお、患者が主治医と連絡が取れる目途がない場合には、速やかに新たな主治医のもとで適切な治療を続けられるような環境整備を行うよう配慮すること。

(2) 訪問看護管理療養費（管理療養費）については、訪問看護療養費の算定方法の留意事項通知において利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書（計画書等）を主治医に提出するなど計画的な管理を継続して行った場合に算定する取扱いとされているところであるが、保険医療機関等が東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に係る災害救助法の適用市町村に所在する場合（東京都内に存する場合を除く。）であつて、被災のため主治医と連絡がとれず、やむを得ず計画書等を主治医に提出することができない場合であっても、管理療養費の算定ができるものとしたこと。

(3) 健康保険法上、居宅において指定訪問看護を行った場合、訪問看護療養費を算定する取扱いとされているが、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に係る災害救助法の適用市町村に所在する場合（東京都内に存する場合を除く。）であつて、被災のため避難所や避難先の家庭等の居宅以外の場所で生活

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る取扱い等(医療保険、一部は薬剤・介護) に関する通知の取りまとめ 千葉県医師会

している場合においても、指定訪問看護を行った場合には算定ができるものとする。

- (4) 訪問看護ステーションは、前記(1)から(3)により指定訪問看護を実施した場合は、その旨を訪問看護記録書に記録しておくこと。
- (5) なお、介護保険法に基づく指定訪問看護についても、上記と同等の取扱いとすること。

平成23年東北地方太平洋沖地震における処方せん医薬品の取扱いについて

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び関連する津波等による被災地における処方せん医薬品の取扱いについて厚生労働省医薬食品局総務課より発出された。取扱いについては下記のとおり。

被災地における処方せん医薬品を必要とする者への供給に支障なきよう、本件につきましてご了承ください。ようよろしくお願いいたします。

記

今般の地震及び関連する津波等による被災地の患者に対する処方せん医薬品の取扱いについては、平成 17 年 3 月 30 日付薬食発第 0330016 号厚生労働省医薬食品局通知「処方せん医薬品等の取扱いについて」の 1 (2) ②に示したとおり、薬事法第 4 9 条第 1 項の規定における「正当な理由」に該当し、医師等の受診が困難な場合において、患者に対し、必要な処方せん医薬品を販売又は授与することが可能であること。

(参考)

○薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)

(処方せん医薬品の販売)

第 49 条 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医師、歯科医師又は獣医師から処方せんの交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、厚生労働大臣の指定する医薬品を販売し、又は授与してはならない。ただし、薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

○「処方せん医薬品等の取扱いについて」

(平成17年3月30日付薬食発第0330016号厚生労働省
医薬食品局長通知)

1. 処方せん医薬品について

(1) 原則

処方せん医薬品については、病院、診療所、薬局等へ販売(授与を含む。以下同じ。)する場合を除き、新薬事法第49条第1項の規定に基づき、医師等からの処方せんの交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、販売を行ってはならないものであること。

なお、正当な理由なく、処方せん医薬品を販売した場合には、罰則が設けられているものであること。

(2) 正当な理由について

新薬事法第49条第1項に規定する正当な理由とは、次に掲げる場合によるものであり、この場合においては、医師等の処方せんなしに販売を行っても差し支えないものであること。

- ① 大規模災害時等において、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方せんの交付が困難な場合に、患者に対し、必要な処方せん医薬品を販売する場合

平成 23 年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品(医療用麻薬及び向精神薬)の取扱いについて(周知依頼)

今般、医療用麻薬及び向精神薬の取扱いについて、千葉県健康福祉部薬務課長より通知がありましたのでご連絡いたします。

つきましては、医療用麻薬及び向精神薬の取扱いについては下記のとおりとなりますので、被災地における医薬品を必要とする者への供給に支障なきよう、貴管下会員にご周知賜りますようよろしくお願いいたします。

記

今般の地震及び関連する津波等による被災地の患者に対する処方箋医薬品(医療用麻薬及び向精神薬)の取扱いについては、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、麻薬小売業者等が、被災者の患者さんの病状等について医師等へ連絡し当該患者さんに対する施用の指示(麻薬の施用にあつては麻薬施用者からの指示)が確認できる場合には、患者さんに対し、必要な医療用麻薬又は向精神薬を施用のために交付することが、可能であること。

この場合、麻薬小売業者等において、医療用麻薬及び向精神薬を患者さんに提供した記録について、適切に保管・管理すること。

注) 医師等に施用の指示を確認する際、患者さんが常用する医療用麻薬及び向精神薬に関する情報(薬剤名、用法・用量等)について、予め患者さんに確認(可能な限り薬袋などにより)するなど、医師等が施用の指示を円滑に行えるよう留意すること。

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る取扱い等(医療保険、一部は薬剤・介護)
に関する通知の取りまとめ 千葉県医師会

(参考)

- 麻薬及び向精神薬取締法(昭和 28 年法律第 14 号)
(譲渡し)

第二十四条 麻薬営業者でなければ、麻薬を譲り渡してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。(略)

- 10 麻薬小売業者は、麻薬処方せん(第二十七条第三項又は第四項の規定に違反して交付されたものを除く。)を所持する者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。
(麻薬小売業者の譲渡)

第二十五条 麻薬小売業者は、麻薬処方せんを所持する者に麻薬を譲り渡すときは、当該処方せんにより調剤された麻薬以外の麻薬を譲り渡してはならない。
(譲渡し等)

第五十条の十六 向精神薬営業者(向精神薬使用業者を除く。)でなければ、向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 4 向精神薬小売業者は、向精神薬処方せんを所持する者以外の者に向精神薬を譲り渡してはならない。ただし、向精神薬営業者から譲り受けた向精神薬を返品する場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

(向精神薬小売業者の譲渡し)

第五十条の十七 向精神薬小売業者は、向精神薬処方せんを所持する者に向精神薬を譲り渡すときは、当該向精神薬処方せんにより調剤された向精神薬以外の向精神薬を譲り渡してはならない。

- 「処方せん医薬品等の取扱いについて」(平成 17 年 3 月 30 日付薬食発第 0330016 号厚生労働省医薬食品局通知)

1. 処方せん医薬品について

(1) 原則

処方せん医薬品については、病院、診療所、薬局等へ販売(授与を含む。以下同じ。)する場合を除き、新薬事法第 49 条第 1 項の規定に基づき、医師等からの処方せんの交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、販売を行ってはならないものであること。

なお、正当な理由なく、処方せん医薬品を販売した場合については、罰則が設けられているものであること。

(2) 正当な理由について

新薬事法第 49 条第 1 項に規定する正当な理由とは、次に掲げる場合によるものであり、この場合においては、医師等の処方せんなしに販売を行っても差し支えないものであること。

- ① 大規模災害時等において、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方せんの交付が困難な場合に、患者に対し、必要な処方せん医薬品を販売する場合

平成23年東北地方太平洋地震における処方箋医薬品(医療麻薬及び向精神薬)の取扱いについて(その2)(医療機関及び薬局への周知依頼)

今般の地震及び関連する津波等による被災地の患者に

対する処方箋医薬品(医療用麻薬及び向精神薬)の取扱いについては、平成23年3月12日付け厚生労働省医薬食品局総務課発事務連絡、及び平成23年3月14日付け厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課発事務連絡により取り扱われているところですが、被災者の患者さんへの向精神薬の提供に関する取扱いについては、下記のとおりとなるので、被災地における医薬品を必要とする者への提供に支障なきよう、貴管下会員に周知をお願いします。

なお、本事務連絡は、向精神薬小売業者による向精神薬の提供に関する見解を示したものであり、保険請求が可能であるか否かについては、別途照会いただきますようお願いいたします。

事務連絡 平成 23 年 3 月 15 日

各都道府県衛生主管部(局)御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課
記

平成 23 年 3 月 12 日付け厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課発事務連絡の「麻薬小売業者等が、被災者の患者さんの症状等について医師等へ連絡し当該患者さんに対する施用の指示(麻薬の施用にあっては麻薬施用者からの指示)が確認できる場合」については、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方薬の交付が困難な場合において、向精神薬小売業者が、患者さんへの向精神薬の施用について、医師等からの事前の包括的な指示(例えば、被災者の患者さんの持参する薬袋等から常用する向精神薬の薬剤名及び用法・用量が確認できる場合に当該向精神薬を必要な限度で提供することについて事前に医師等に了承を得ている場合 等)が確認できる場合を含むものと解して差し支えない。

この場合、向精神薬小売業者は、事前に了承を得ている医師等に患者さんに提供した薬剤名及び数量について報告を行うこと。

平成23年東北地方太平洋沖地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて

(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)

今般の地震及び関連する津波等による被災各県への医療用麻薬の供給確保の観点から、他県からの県境移動の取扱いについては、下記のとおりとなるので、被災地における医薬品を必要とする者への供給に支障なきよう、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る取扱い等(医療保険、一部は薬剤・介護)
に関する通知の取りまとめ 千葉県医師会

事務連絡 平成23年3月15日
各都道府県衛生主管部(局)御中
厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課
記

今般の地震及び関連する津波等による被災各県への医療用麻薬の県境移動の取扱いについては、被災各県において医療用麻薬の需給が逼迫している状況に鑑み、被災各県に早期に必要な医療用麻薬を補給するため、被災各県以外の都道府県の麻薬卸売業者、麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者が、所有する医療用麻薬を被災各県の麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者に譲渡する場合に必要な麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項の規定に基づく厚生労働大臣の許可の取得に関しては、以下の取扱いにより行うことで差し支えない。

- 1) 譲渡を行おうとする麻薬卸売業者、麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者は、管轄の地方厚生局麻薬取締部に対し、譲渡する医療用麻薬の名称、数量及び譲渡先について電話連絡を行う。
- 2) 譲渡後、麻薬及び向精神薬取締法第 24 条第 11 項の規定に基づく医療用麻薬の譲渡許可申請書を所轄の地方厚生局麻薬取締部に提出し、許可書の交付を受ける。

東北地方太平洋沖地震における処方日数の短期化について

平成23年3月15日

千葉県薬剤師会会長から協力依頼があり、薬局では可能な限り医薬品の安定供給に努めておりますが、不安定な流通状況の為、各薬局における在庫不足が危惧されます。このようなことから、医療機関が発行する処方せんについては、状況が安定するまで必要最小限にとどめて頂きますようご理解とご協力をお願いいたします。

東北地方太平洋沖地震により被災した要介護高齢者等への対応について

今回の地震に関し、厚生労働省老健局主管課長から、被災した要介護高齢者等に係る必要な介護サービスの提供等について、当面考えられる取組みや留意事項、特例措置に関する対応および被災者が被保険者証を消失あるいは家屋に

残したまま避難している場合等の対応に関する事務連絡が示された。

事務連絡 平成 23年3月11日
各都道府県介護保険主管部 (局) 御中

厚生労働省老健局 総務課
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について

1. 保険者である市町村においては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、ボランティア等に協力を依頼する等の方法により、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び介護サービスの円滑な提供について、柔軟な対応をお願い致します。

2. 居宅サービスは居宅において介護を受けるものとしておりますが、自宅以外の場所(避難所や避難先の家庭、旅館等)で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう、保険者である市町村においては、介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等に協力を依頼するなど柔軟な対応をお願い致します。

3. 介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、通所介護及び通所リハビリテーションについては、災害等による定員超過利用が認められているところです。その際の介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては柔軟な取扱を可能としますので対応をお願いいたします。また、特定施設入居者生活介護についても同様の取扱と致します。

4. 被災のため居宅サービス、施設サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、介護保険法第50条または第60条に基づき、市町村の判断により利用者負担を減免できます。

また、被災のため第1号保険料の納付が困難な者については、介護保険法第142条及び市町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができます。

なお、市町村によるこれらの利用者負担額、保険料減免額が一定以上となった場合、当該市町村に対しては特別調整交付金を交付することとなります。

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る取扱い等(医療保険、一部は薬剤・介護)
に関する通知の取りまとめ 千葉県医師会

5. その他本件に関する疑義照会等については、各課室までご連絡をお願いいたします。

6. なお、本日、菅総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部を立ち上げ、別添「緊急応急対策に関する基本方針」が取りまとめられましたので参考に送付いたします。

災害応急対策に関する基本方針

平成 23 年 3 月 11 日
平成 23 年宮城県沖を震源とする地震
緊急災害対策本部

本日 14 時 46 分頃に発生した地震は、東北を中心に北海道から関東地方にかけての広い範囲を中心に、地震動、津波等により、激甚な被害が発生している根拠である。さらに、今後の余震により、被害が拡大する可能性も考えられる。

このため政府として、以下の基本方針に基づき、地方自治体と緊密に連携し、被災者の救援・救助をはじめとする災害応急活動に総力をあげて取り組むとともに、国民生活及び経済活動が早期に回復するよう全力を尽くす。

1. 災害応急活動が円滑に行えるよう、関係省庁は情報の収集を迅速に行い、被害状況の把握に全力を尽くす。
2. 人命の救助を第一に、以下の措置により被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。
 - (1) 全国から被災地に、自衛隊の災害派遣部隊、警察広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、海上保安庁の部隊及び災害派遣医療チーム(DMAT)を最大限派遣する。
 - (2) 応急対応に必要な人員、物資等の緊急輸送路を確保するため、高速道路や幹線道路等の通行路の確保に全力を挙げる。
 - (3) 救援・救助活動等の応急対策を適切に進めるため、必要に応じて航空情報(ノータム)の発出等により、関係機関、関係団体の協力の下、被災地上空及びその周辺空域における航空安全の確保を図る。
3. 被災地住民の生活の復旧等のため、電気、ガス、水道、通借等のライフラインや鉄道等の交通機関の復旧に全力を挙げる。
4. 応急対応に必要な医療物資、食糧、飲料水及び生活必需品、並びに緊急輸送路・ライフライン等の復旧のための人員、物資を確保するため、全国からの官民一体となった広域応援体制を確保する。
5. 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体、関係機関が適切に判断し行動できるように、的確に情報を提供する。

事務連絡 平成23年3月12日

各 都道府県介護保険担当主管部(局) 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
振興課

老人保健課

東北地方太平洋沖地震の被災者に係る被保険者証の提示等について

標記災害の被災に伴い、被保険者証を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名・住所・生年月日を申し立てることにより、被保険者証を提示したときと同様のサービスを受けられる取扱いとします。

すなわち、被保険者証の提示がなくとも、市町村が保険給付費相当額を指定居宅サービス事業者等へ直接支払うこと(代理受領方式による現物給付化)ができることとなります。

また、要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)については、下記の取扱とします。

- ・ 新規の要介護認定申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができます。
- ・ 要介護認定及び要介護認定の更新等の申請を行う者が、上記の事情により、被保険者証の提示ができない場合においても、当該申請を受理することができる取扱いとします。
- ・ 既に要介護認定申請を行っている方に対して、認定審査会を開催できない等の事情により通常の要介護認定を行えない場合も、暫定ケアプランを用いたサービス提供を行うことができる取扱とします。
- ・ 要介護認定の更新申請をすることができる方が要介護認定の有効期間の満了前に申請をすることができない場合についても、要介護認定の更新申請があったものと見なし引き続きサービス提供を行うことができる取扱とします。

については、上記趣旨について御了知いただくとともに、管内市町村及び関係者等への周知徹底をお願いいたします。

※ 被災により被保険者証等を紛失・消失した被保険者に対しては、上記の取り扱いについて周知するとともに、速やかに再交付申請を行うよう勧奨されますようお願いいたします。